

○EDINETタクソミの概要説明 新旧対照表

新	旧
<p>はじめに</p> <p>『EDINET タクソミの概要説明』(以下「本書」という。)は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(以下「EDINET」という。)に、<u>XBRL(eXtensible Business Reporting Language)</u>形式で書類を提出するためのEDINETタクソミ及びXBRL仕様の全体概要及び主要事項を説明するものです。なお、本書中の「EDINETタクソミ」は、平成25年度に適用開始したインラインXBRL方式のEDINETタクソミを指します。</p>	<p>はじめに</p> <p>『EDINET タクソミの概要説明』(以下「本書」という。)は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(以下「EDINET」という。)に、<u>開示書類をXBRL(eXtensible Business Reporting Language)形式により提出する方に向けたファーストステップガイド</u>です。平成25年度に適用開始のEDINETタクソミの概要及び新仕様について説明します。なお、本書では平成20年4月から適用しているEDINETタクソミによるXBRLを「<u>表示変換方式</u>」といい、平成25年度に適用開始のEDINETタクソミによるXBRLを「<u>インラインXBRL方式</u>」といいます。また、単に「EDINETタクソミ」という場合は、平成25年度に適用開始のインラインXBRL方式のEDINETタクソミを指します。</p>

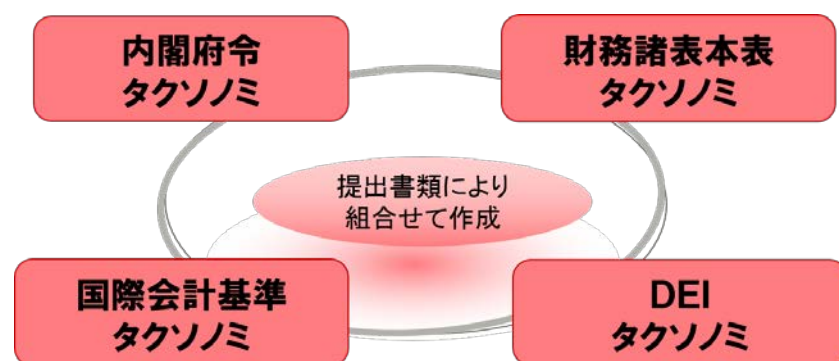
新

1-2-1 タクソノミの構成

EDINET タクソノミの構成について説明します。

EDINET タクソノミは、次の図表のように「内閣府令タクソノミ」、「財務諸表本表タクソノミ」、「国際会計基準タクソノミ」及び「DEI タクソノミ」があります。「内閣府令タクソノミ」は、「2章 EDINET における XBRL 提出書類の概要 2-3 タクソノミ分割の単位」に後述するように複数の単位で分割されています。

図表 1-2-2 EDINET タクソノミの構成(イメージ)



「内閣府令タクソノミ」は、提出書類全体のうち、IFRS 財務諸表（注記事項を含む。以下同じ。）及び日本基準の財務諸表本表以外に係るタクソノミです。「財務諸表本表タクソノミ」は日本基準の財務諸表本表に係るタクソノミです。「国際会計基準タクソノミ」は、IFRS 財務諸表に係るタクソノミです。「DEI タクソノミ」は、提出書類の基本情報(Document Information)及び開示書類等提出者の基本情報(Entity Information)が格納されているタクソノミです。

(略)

旧

1-2-1 タクソノミの構成

EDINET タクソノミの構成について説明します。

EDINET タクソノミは、次の図表のように「内閣府令タクソノミ」「財務諸表本表タクソノミ」及び「DEI タクソノミ」があります。「内閣府令タクソノミ」は、「2章 インライン XBRL 方式の適用開始に伴う変更内容と新仕様 2-4 タクソノミ分割の単位」に後述するように複数の単位で分割されています。

図表 1-2-2 EDINET タクソノミの構成(イメージ)



「内閣府令タクソノミ」は、提出書類全体のうち財務諸表本表以外に係るタクソノミです。「財務諸表本表タクソノミ」は財務諸表本表に係るタクソノミです。「DEI タクソノミ」は、提出書類の基本情報(Document Information)及び開示書類等提出者の基本情報(Entity Information)が格納されているタクソノミです。

(略)

新

1-2-2 提出者別タクソノミ

(略)

(削除)

旧

1-2-2 提出者別タクソノミ

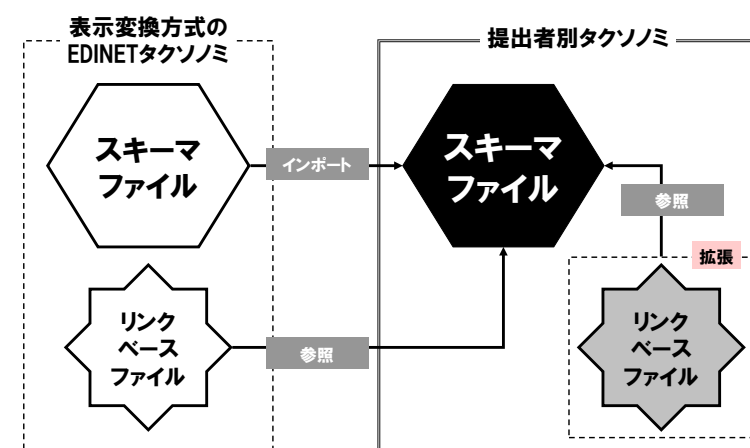
(略)


参考: 表示変換方式のタクソノミの考え方

表示変換方式の提出者別タクソノミの考え方は、次の図表のようになります。

表示変換方式の提出者別タクソノミは、リンクベースの種類にかかわらず、リンクベースファイルを参照するのに対し、インライン XBRL 方式の提出者別タクソノミは、上の図表のように、一部のリンクベースファイルについては EDINET タクソノミからコピーし、新たに作成したものを参照します。

図表 1-2-5 表示変換方式の提出者別タクソノミの構成(イメージ)

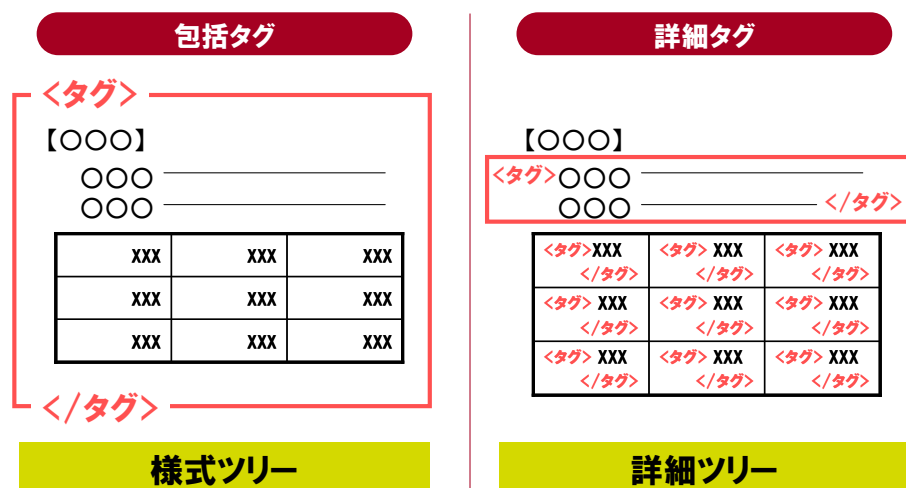


 『提出者別タクソノミ作成ガイドライン』

1-4-1 インライン XBRL のタグ付け方法

インライン XBRL のタグ付け方法は、大きく分けて次の図表のように、包括タグによるタグ付けの方法と詳細タグによるタグ付けの二つの方法があります。

図表 1-4-4 タグ付け方法(イメージ)



様式ツリー

詳細ツリー

<包括タグ>

一般的に文章、表等の複数の情報をまとめて囲む場合に用いるタグを包括タグといいます。包括タグは、テキストブロック要素です。なお、テキストブロックの粒度には様々なレベルがあり、ある程度詳細なイメージのものもあります。

EDINET タクソノミ関連ガイドラインにおいては、様式ツリーの目次項目の子要素として定義されるテキストブロックを「様式ツリーの包括タグ」又は単に「包括タグ」と表記し、詳細ツリーのテキストブロックは「テキストブロック」と表記します。

<詳細タグ>

一般的に詳細な粒度の概念で定義されたタグを詳細タグといいます。文字列、文章、金額、数値等ごとに付けるタグは、詳細タグです。

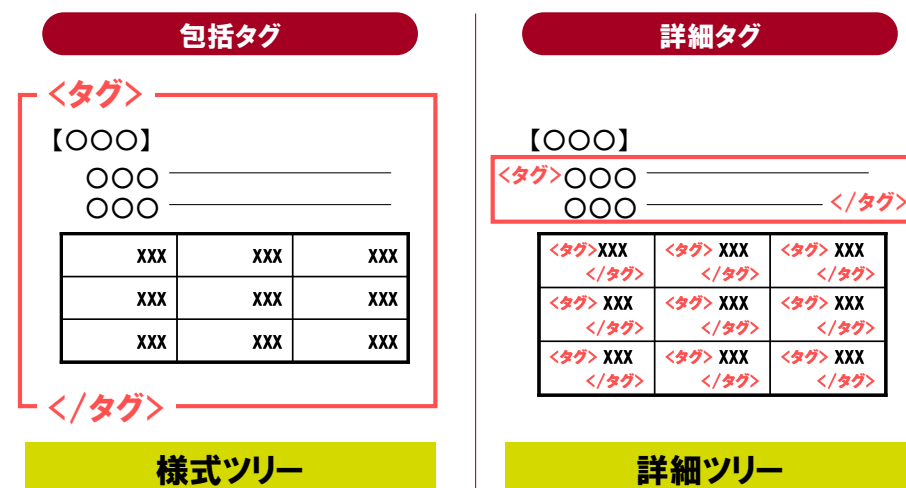
EDINET タクソノミの詳細ツリーには、テキストブロック要素のほかに、文字列、文章、金額、数値等を囲むタグが定義されています。

(削除)

1-4-1 インライン XBRL のタグ付け方法

インライン XBRL のタグ付け方法は、大きく分けて次の図表のように、包括タグによるタグ付けの方法と詳細タグによるタグ付けの二つの方法があります。

図表 1-4-4 タグ付け方法(イメージ)



様式ツリー

詳細ツリー

一般的に文章、表等の複数の情報をまとめて囲む場合に用いるタグを包括タグといいます。包括タグは、テキストブロック要素です。なお、テキストブロックの粒度には様々なレベルがあり、ある程度詳細なイメージのものもあります。

一般的に詳細な粒度の概念で定義されたタグを詳細タグといいます。文字列、文章、金額、数値等ごとに付けるタグは、詳細タグです。



『提出者別タクソノミ作成ガイドライン』

『報告書インスタンス作成ガイドライン』

新

1-5-1-1 縦軸又は横軸のディメンション

(略)

(削除)

旧

1-5-1-1 縦軸又は横軸のディメンション

(略)

参考:表示変換方式の株主資本等変動計算書の表示項目について

表示変換方式の EDINET タクソノミにおいて、株主資本等変動計算書の表示項目は、純資産の構成内容及び変動要因の両方を含むものとして定義しています。インスタンス値は、各表示項目に対して設定します。

図表 1-5-5 表示変換方式の株主資本等変動計算書の設定例

表示項目	値
剰余金の配当、利益準備金	△3,222
当期純利益※	8,056
自己株式の処分、自己株式	489
・・・	・・・
剰余金の配当、株主資本	△3,222
当期純利益、株主資本※	8,056
自己株式の処分、株主資本	489
・・・	・・・
剰余金の配当、純資産	△3,222
当期純利益、純資産※	8,056
自己株式の処分、純資産	489
・・・	・・・

※当該図表は旧様式で表示しています。新様式で表示した場合は次のとおり読み替えます。

「当期純利益」は「親会社株主に帰属する当期純利益」

「当期純利益、株主資本」は「親会社株主に帰属する当期純利益、株主資本」

「当期純利益、純資産」は「親会社株主に帰属する当期純利益、純資産」

新

2 EDINET における XBRL 提出書類の概要

本章では、EDINET における XBRL 提出書類の概要について説明します。

旧

2 インライン XBRL 方式の適用開始に伴う 変更内容と新仕様

本章では、インライン XBRL 方式の適用開始に伴う変更内容と新仕様について説明します。

2-1 XBRL 対象範囲

XBRL 対象範囲について説明します。

2-1-1 XBRL 対象範囲

XBRL の対象範囲は次の図のとおりです。

図表 2-1-1 XBRL 対象範囲(イメージ)



(略)

2-1 XBRL 対象範囲の拡大

XBRL 対象範囲の拡大について説明します。

2-1-1 XBRL 対象範囲

従来は、次の図表のように、一部の対象書類における財務諸表本表のみが XBRL の対象範囲でしたが、平成 25 年度のインライン XBRL 方式の適用開始に伴い、XBRL の対象範囲が拡大されました。XBRL の対象書類が増え、財務諸表本表以外の箇所も XBRL の対象範囲となりました。

図表 2-1-1 平成 25 年度の XBRL 対象範囲の拡大(イメージ)



(略)

新

2-1-2 IFRS 財務諸表の対応

IFRS 財務諸表のタグ付けには、国際会計基準タクソノミを用います。様式ツリーの包括タグで財務諸表本表各表ごと及び注記事項の項番ごとのタグ付けをし、財務諸表本表、セグメント情報及び主要勘定の内訳については、詳細タグ付けもします。

詳細タグ付けの範囲及び方針については、「2-5-4 IFRS 財務諸表」を参照してください。

(削除)

旧

2-1-2 IFRS 財務諸表の対応

IFRS 財務諸表（財務諸表注記事項を含む。以下同じ。）の詳細タグ付けは任意です。詳細タグ付けするか否かにより用いるタクソノミが異なります。

- 詳細タグ付けしない場合

詳細タグ付けしない場合は、EDINET タクソノミを用い、様式ツリーの包括タグでタグ付けします。

- 詳細タグ付けする場合

IFRS 財務諸表の一部又は全部を詳細タグ付けする場合は、IFRS 財務諸表の部分については、IFRS タクソノミを用います。IFRS 財務諸表以外の部分については、EDINET タクソノミを用いたインスタンスとし、IFRS 財務諸表の部分については、IFRS タクソノミを用いて別インスタンスとして作成します。

IFRS タクソノミを用いた XBRL 書類作成の詳細は、次の図表のとおりです。

図表 2-1-9 提出者別タクソノミで IFRS タクソノミを利用するための仕組み

(略)

新	旧
<h2 data-bbox="210 289 825 346">2-2 XBRL ファイルの構成</h2> <hr data-bbox="210 352 1430 357"/> <p data-bbox="290 401 804 430"><u>XBRL ファイルの構成について説明します。</u></p>	<h2 data-bbox="1463 289 2021 346">2-2 新しい仕様の概要</h2> <hr data-bbox="1463 352 2683 357"/> <p data-bbox="1537 401 2418 430"><u>インライン XBRL 方式の適用に伴う新しい仕様の概要について説明します。</u></p>

新	旧
<p data-bbox="290 279 715 310">2-2-1-1 様式ツリーと目次項目</p> <hr/> <p data-bbox="231 380 290 407">(略)</p> <p data-bbox="231 453 596 485">注意 独立監査人の報告書</p> <hr style="border-top: 1px dashed red;"/> <p data-bbox="305 516 1359 583">独立監査人の報告書についても、書類全体を XBRL で作成する様式では XBRL 形式で作成し、提出します。</p> <p data-bbox="305 611 1368 747">EDINET タクソノミの様式ツリーに「独立監査人の報告書」の目次項目が、また、詳細ツリーに詳細タグが用意されています。開示書類等提出者は、EDINET タクソノミを基に、提出者別タクソノミを独立監査人の報告書ごとにそれぞれ作成する必要があります（「独立監査人の報告書」の詳細タグ付けの対象書類については、「2-5-2 開示府令」を参照）。</p> <p data-bbox="596 774 1077 802">図表 2-2-1 独立監査人の報告書の作成(イメージ)</p> <p data-bbox="810 829 863 856">(略)</p>	<p data-bbox="1546 279 1970 310">2-2-1-1 様式ツリーと目次項目</p> <hr/> <p data-bbox="1486 380 1546 407">(略)</p> <p data-bbox="1478 453 1843 485">注意 独立監査人の報告書</p> <hr style="border-top: 1px dashed red;"/> <p data-bbox="1561 516 2614 583">独立監査人の報告書を作成する場合、従来 HTML 形式で作成し、提出していましたが、インライン XBRL 方式の適用開始後は XBRL 形式で作成し、提出します。</p> <p data-bbox="1561 611 2614 709">EDINET タクソノミの様式ツリーに「独立監査人の報告書」の目次項目が用意されています。開示書類等提出者は、同タクソノミの様式ツリーを基に、提出者別タクソノミを、独立監査人の報告書ごとにそれぞれ作成する必要があります。</p> <p data-bbox="1843 774 2323 802">図表 2-2-1 独立監査人の報告書の作成(イメージ)</p> <p data-bbox="2056 829 2110 856">(略)</p>

新

2-2-1-3 科目一覧ツリー

科目一覧ツリーは、財務諸表の詳細タグ付けに用いる可能性のある勘定科目要素全体を階層構造で表したものです（国際会計基準タクソノミでは、勘定科目要素以外の注記事項要素も含まれます。）。日本基準の財務諸表本表に科目を追加する場合は、科目一覧ツリーに、追加科目がどの科目と親子関係にあるかを定義する必要があります。

旧

2-2-1-3 科目一覧ツリー

提出書類に財務諸表本表が含まれる場合に利用する勘定科目の階層構造全体を表した情報の集まりを「科目一覧ツリー」といいます（表示変換方式のEDINETタクソノミにおいては、「定義リンク」に設定されている情報に相当します。）。財務諸表本表に科目を追加する場合は、科目一覧ツリーに、追加科目がどの科目と親子関係にあるかを定義する必要があります。

新	旧
<p>(削除)</p>	<p>2-2-2 語彙スキーマの統合</p> <hr/> <p>(略)</p>

新

2-2-2 マニフェストファイル

「マニフェストファイル」は、提出書類のファイル構成を明示するために使用します。マニフェストファイルでは、次のような内容を定義し、開示書類等利用者の利便性を高めます。

- ・複数のインライン XBRL ファイルとインスタンスファイルとの関係付け
- ・様式ツリーが定義されている拡張リンクロール
- ・複数のインスタンスファイルから報告書インスタンスが構成される場合の目次項目の差し込み定義

マニフェストファイル作成の詳細は『報告書インスタンス作成ガイドライン』を参照してください。



『報告書インスタンス作成ガイドライン』

旧

2-2-3 マニフェストファイル

インライン XBRL 方式では、提出書類のファイル構成を明示するため「マニフェストファイル」を使用します。マニフェストファイルでは、次のような内容を定義し、開示書類等利用者の利便性を高めます。

- ・複数のインライン XBRL ファイルとインスタンスファイルとの関係付け
- ・様式ツリーが定義されている拡張リンクロール
- ・複数のインスタンスファイルから報告書インスタンスが構成される場合の目次項目の差し込み定義

マニフェストファイル作成の詳細は『報告書インスタンス作成ガイドライン』を参照してください。



『報告書インスタンス作成ガイドライン』

新	旧
(削除)	<p>2-2-4 ラベル切替えを preferredLabel に統合</p> <hr/> <p>(略)</p>
(削除)	<p>2-2-5 廃止要素スキーマ</p> <hr/> <p>(略)</p>
(削除)	<p>2-2-7 インスタンスファイル作成時の変更点</p> <hr/> <p>(略)</p>
(削除)	<p>2-2-8 連結個別ディメンションの採用</p> <hr/> <p>(略)</p>
(削除)	<p>2-2-9 株主資本等変動計算書の変更点</p> <hr/> <p>(略)</p>
(削除)	<p>2-2-10 関係リンクベースファイル作成方法の変更点</p> <hr/> <p>(略)</p>
(削除)	<p>2-2-11 その他</p> <hr/> <p>(略)</p>

新	旧
<p>(削除)</p>	<p>2-3 フォルダ構成の変更</p> <hr/> <p>(略)</p>

新

旧

2-3 タクソノミ分割の単位

EDINET タクソノミは、幾つかの様式のグループごとに分割されています。タクソノミの更新は、タクソノミの分割単位ごとに行われ、更新日は、フォルダの日付及びファイル名の日付で確認できます。

2-4 タクソノミ分割の単位

EDINET タクソノミは、幾つかの様式のグループごとに分割されています。タクソノミの更新は、タクソノミの分割単位ごとに行われ、更新日は、フォルダの日付及びファイル名の日付で確認できます。

なお、財務諸表本表を対象としていた表示変換方式の EDINET タクソノミは、インライン XBRL 方式の EDINET タクソノミにおいては「財務諸表本表タクソノミ」という一つの分割単位に相当します。

新

2-3-7 財務諸表本表及び DEI のタクソノミ分割単位

財務諸表本表（国際会計基準では注記事項を含む。）及び DEI のタクソノミ分割単位は、次の図表のとおりです。

図表 2-3-7 分割単位(その他)

No	タクソノミ分割単位	種別	備考
1	jppfs	財務諸表本表	日本基準財務諸表の本表に係るタクソノミ要素を含みます。なお、財務諸表本表タクソノミの要素は、注記事項中の主要勘定の内訳開示でも用いることができます。
2	jpigp	国際会計基準	IFRS財務諸表に係るタクソノミ要素を含みます。なお、本タクソノミの要素は、IFRSの財務諸表本表及び注記事項中の主要勘定の内訳開示で用いることができます。
3	jpdei	DEI	大量保有報告書の追加DEIは「2-3-5 大量保有府令のタクソノミ分割単位」に、みなし有価証券届出書の追加DEIは「2-3-2 特定有価証券開示府令のタクソノミ分割単位」に定義しています。

旧

2-4-7 財務諸表本表及び DEI のタクソノミ分割単位

財務諸表本表及び DEI のタクソノミ分割単位は、次の図表のとおりです。

図表 2-4-7 分割単位(その他)

No	タクソノミ分割単位	種別	備考
1	jppfs	財務諸表本表	<u>表示変換方式のEDINETタクソノミをベースに必要な改修を加えたもの。</u>
(追加)			
2	jpdei	DEI	大量保有報告書の追加DEIは「2-4-5 大量保有府令のタクソノミ分割単位」に、みなし有価証券届出書の追加DEIは「2-4-2 特定有価証券開示府令のタクソノミ分割単位」に定義しています。

2-4 要素選択及び表示とラベルとの関係

インライン XBRL では、ブラウザ上に表示される科目又は表題（「2-4 要素選択及び表示とラベルの関係」中、「表示」という。）とタクソノミ要素のラベル（標準ラベル、ただし、優先ラベル設定がある場合は優先ラベル。「2-4 要素選択及び表示とラベルの関係」中、「ラベル」という。）とが機械的に一致するものではありません。

タグ付けに用いる EDINET タクソノミの要素は、タグ付け対象とタクソノミ要素との名称の一致及び概念的な一致に基づき選択します。

名称の一致に関するルールは、対象の種類によって異なります。「図表 2-4-1 要素選択及び表示とラベルの一致について(IFRS 財務諸表以外)」及び「図表 2-4-2 要素選択及び表示との一致について(IFRS 財務諸表)」を参照してください。

図表に記載のとおり、表示とラベルを一致させるに当たっては、場合によって用途別ラベル又は提出者用代替ラベルを追加することができます。しかし、日本語ラベルの上書きは禁止します。

概念的な一致は、主として冗長ラベルに基づき判断します。例えば、IFRS の流動性配列法（流動・非流動の区分がない。）の財政状態計算書における「その他の金融資産」のタグ付けには、冗長ラベルが「その他の金融資産、流動資産(IFRS)」又は「その他の金融資産、非流動資産(IFRS)」である要素は選択することができず、冗長ラベルが「その他の金融資産、資産(IFRS)」である要素を選択します。要素概念については、『報告項目及び勘定科目の取扱いに関するガイドライン』の「2-1 要素概念の定義について」を参照してください。

なお、要素選択及び表示とラベルとの一致に関する判断は、日本語ラベルに基づき行われ、英語ラベルは参考情報の位置づけです。英語ラベルは、冗長ラベルを除いて上書きできます。

図表 2-4-1 要素選択及び表示とラベルの一致について(IFRS 財務諸表以外)

No	対象	要素選択について	表示とラベルとの一致について
1	財務諸表本表中の勘定科目(タイトル項目及び純資産の内訳項目メンバーを含む。)	表示とラベルが完全一致するもののみ選択可とします。 ただし、次の限定的な例外の場合及び用途別ラベル(財務諸表区分別ラベル、業種別ラベル及びセグメントラベルを含む。)が不足する場合は、意味が一致すれば選択可とします。 例外 ・同一の表示リンク上で期別に表示が異なる場合。	表示とラベルとは、次の限定的な例外を除き一致するようにします。必要な場合、優先ラベル設定(必要な場合、用途別ラベルの設定を含む。)をします。
2	財務諸表本表以外の金額及び数値	表示とラベルが完全一致するもののみ選択可とします。ただし、用途別ラベルが不足する場合及び次の例外においては、表示科目とラベルが完全一致しない場合でも意味が一致すれば選択可とします。	表示とラベルとは、一致するようにします。ただし、次の限定的な例外においては、不一致を認めます(可能な場合、優先ラベル設定(必要な場合、用途別ラベル又は提出者用代替ラベルの設定を含む。本図表において、以下同じ。)をし一致させることも可とします。)

2-5 要素のラベルと表示との関係

表示変換方式による XBRL の提出では、科目の表示とタクソノミのラベルは必ず一致していましたが、インライン XBRL 方式では、ブラウザ上に表示される科目又は表題とタクソノミのラベルとが機械的に一致するものではありません。

インライン XBRL 方式における科目又は表題の表示とタクソノミのラベルとの一致は、タグ付け対象の種類によってルールが異なります。

日本語ラベルの上書き及び表示との一致については、次の図表を参照してください。

なお、英語ラベルは、冗長ラベルを除いて上書きできます。

図表 2-5-1 日本語ラベルの上書き及び表示との一致について

No	ケース	ルール(上段)及び例外(下段)
1	財務諸表本表中のタイトル項目及び金額のタグ付け	ラベルの上書きは不可とします。 表示科目とラベルとは、次の限定的な例外を除き一致するようにします。 例外 ・前期と当期とが別の表となる場合の同一の勘定科目について、値の正負が前期と当期とで異なる場合。
2	財務諸表本表以外の金額及び数値の詳細タグ付け	ラベルの上書きは、次の限定的な例外を除き不可とします。 表示科目とラベルとは、一致するようにします。

新				旧			
		<p>例外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営指標等中のIFRS、修正国際基準又は米国基準に係る要素。 ・経営指標等における「当期」、「中間」又は「四半期」の期間区別の不一致。 ・経営指標等における「正值」のみ又は「負値」のみを表す表示科目と「正值又は負値(△)」の標準ラベルとの不一致。 ・セグメント情報におけるセグメント利益、セグメント資産等の表示科目とラベルとの不一致。 ・同一の表示リンク上で期別に表示が異なる場合。 ・貸借対照表関係注記及び損益計算書関係注記において、財務諸表本表と同一の要素を用いた結果、表示科目とラベルが不一致となる場合。 ・EDINETタクソミの用途区分に当てはまらない用途の表示名称(例えば、「第〇四半期・・・」) ・その他、本書中で不一致を許容する場合。 ・その他、表示とラベルとの完全一致が困難な場合。 				<p>例外</p> <p>表示科目と要素概念との一致を前提に、次のような例外においては表示科目とラベルとの不一致を認めます(可能な場合、ラベルを上書きし一致させることも可)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営指標等中のIFRS、修正国際基準又は米国基準に係る要素。 ・経営指標等における「当期」、「中間」又は「四半期」の期間区別の不一致。 ・経営指標等における「正值」のみ又は「負値」のみを表す表示科目と「正值又は負値(△)」の標準ラベルとの不一致。 ・セグメント情報におけるセグメント利益、セグメント資産等の表示科目とラベルとの不一致。 ・前期と当期とが別の表となる場合の同一の勘定科目について、値の正負が前期と当期とで異なる場合。 ・貸借対照表関係注記及び損益計算書関係注記において、財務諸表本表と同一の要素を用いた結果、表示科目とラベルが不一致となる場合。 	
3	ディメンションのメンバー要素(純資産の内訳項目メンバーを除く。)	表示とラベルとが一致しない場合でも意味が一致すれば選択可とします。	表示とラベルとは、原則として一致するようにします。ただし、「2-5 詳細タグ付けの範囲及び方針」に別途の記載がある場合及び表示とラベルとの一致が困難な場合は、表示とラベルとは必ずしも一致させる必要はありません(可能な場合、優先ラベル設定をし一致させることも可とします。)	3	ディメンションのメンバー要素	ラベルの上書きは不可とします。「合計」、「小計」等、表示名称が用途別に变化する場合その他表示名称とラベルの一致が困難な場合は、表示とラベルとは必ずしも一致させる必要はありません。	<p>例外</p> <p>次のケースにおいては、表示名称とラベルとを必ず一致させます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告セグメントの名称(セグメント表上の報告セグメント以外の部分は含みません。) ・株主資本等変動計算書における純資産の内訳科目の名称
4	その他のタグ付け及び財務諸表本表以外の抽象要素	表題とラベルが一致しない場合でも記載内容と要素概念が一致すれば選択可とします。	表題とラベルとは必ずしも一致させる必要はありません(可能な場合、優先ラベル設定をし一致させることも可とします。)	4	その他のタグ付け及び財務諸表本表以外の抽象要素	記載内容と要素概念との一致を前提に、表題とラベルとは必ずしも一致させる必要はありません。ラベルを上書きし、一致させることも可能です。	
		(削除)		5	用途別ラベル	EDINETタクソミで必要な用途別ラベル(財務諸表区分別ラベル及び業種別ラベルを含む。)が定義されていない場合、用途別ラベルの追加ができます。なお、ラベルルールを本来の意味と異なる用途で流用することは不可です。	

注)表示とラベルとの一致に関しては、次の留意事項に注意してください。

- ・(株)、(円)等の単位表記の有無の違いのみで不一致とはみなしません。
- ・名称の一部でない部分はラベルに含めません(例:脚注記号及び番号が続く場合の脚注記号及び番号。)
- ・半角・全角の別、改行の有無、記号の有無等形式的な違いのみで不一致とはみなしません。

表示とラベルとの一致に関しては、次の留意事項に注意してください。

- ・(株)、(円)等の単位表記の有無の違いのみで不一致とはみなしません。
- ・名称の一部でない部分はラベルに含めません(例:脚注記号及び番号が続く場合の脚注記号及び番号。)

新

旧

図表 2-4-2 要素選択及び表示との一致について(IFRS 財務諸表)

(追加)

No	対象	要素選択について	表示とラベルの一致について
1	財務諸表本表中の勘定科目(タイトル項目及び純資産の内訳項目メンバーを含む。)及び注記事項中の金額及び数値項目(ディメンションのメンバー要素を含む。)	表示とラベルが完全一致しない場合に加え、軽微な表現上の違いがある場合も選択可とします(判断基準は、本図表の注を参照)。ただし、用途別ラベルが不足する場合は、意味が一致すれば選択可とします。 例外 ・同一の表示リンク上で期別に表示が異なる場合。 ・合計行のタイトルが空白の場合(この場合当該行の意味に基づき判断します。)	表示とラベルとは、次の限定的な例外を除き一致するようにします。必要な場合、優先ラベル設定(必要な場合、用途別ラベル又は提出者用代替ラベルの設定を含む。本図表において、以下同じ。)をします。
2	その他	表題とラベルが完全一致しない場合でも記載内容と要素概念が一致すれば選択可。	表題とラベルとは、必ずしも一致させる必要はありません(可能な場合、優先ラベル設定をし、一致させることも可とします。)

注)IFRS 財務諸表の金額のタグ付けにおけるタクソノミ要素の選択においては、表示とラベルが完全一致する場合(表示とラベルの一致については、「図表 2-4-1 要素選択及び表示とラベルの一致について(IFRS 財務諸表以外)」の注を参照)の他、次のような軽微な表現上の違いがある場合も、意味的な一致を前提に選択可能とします。

- ・ 「及び」、「、」、「・」の相違又は有無
- ・ 漢字、ひらがな、カタカナの相違(例:「たな卸資産」と「棚卸資産」は同一)
- ・ 正値・負値の説明文言の相違又は有無(例:「(△は益)」の有無又は表現の相違)
- ・ 流動・非流動区分における区分名称の有無(例:非流動区分における「その他の金融資産」と「その他の非流動金融資産」は同一)
- ・ 内訳の最後の行に記載される「その他」と「その他の〇〇」の相違(例:棚卸資産の内訳に最後の行に記載される「その他」と「その他の棚卸資産」は同一)
- ・ その他上記に類する表現上の違い

解釈すれば意味的に同一とみなせる場合又は英訳すれば同一になるという場合であっても、表示とラベルの相違が軽微な表現上の違いといえない場合は、EDINET タクソノミの要素を選択できません。

例)

- ・ 「財務費用」≠「金融費用」
- ・ 「のれん以外の無形資産」≠「その他の無形資産」
- ・ 「無形資産」科目のタグ付けには、のれんを含まない場合でも、「その他の無形資産」要素は選択できません(「無形資産」要素を選択します。)
- ・ 「支払配当金」科目は、「非支配持分への支払配当金」科目と併記される場合でも、「親会社の所有者への配当金の支払額」要素は選択できません(「支払配当金」要素を選択します。)

上の図表の表示とラベルの一致に関するルールは、冗長ラベル中に含まれる親科目の名称には、適用されません。

例)

- ・ 「減価償却費及び償却費、営業費用(IFRS)」は、「売上原価、販売費及び一般管理費の内訳」又は「費用の性質別内訳」中の「減価償却費及び償却費」のタグ付け要素として選択できます(「2-5-4 IFRS 財務諸表」を参照)。

新

2-5-1 財務諸表本表

次の様式の網掛けされている項目は、日本基準及び IFRS の財務諸表本表の詳細タグ付けの範囲です。

修正国際基準又は米国基準に基づく財務諸表は、詳細タグ付けしません。

(略)

旧

2-6-1 財務諸表本表

次の様式の網掛けされている項目は、詳細タグ付けの範囲です。

ただし、IFRS 財務諸表の詳細タグ付けは、任意です。修正国際基準又は米国基準に基づく財務諸表は、詳細タグ付けしません。

(略)

新

2-5-2 開示府令

開示府令の詳細タグ付けの範囲及びタグ付け方針は、次のとおりです。「2-5-2 開示府令」中(※)を付した目次項目については、次の提出書類が対象です(それ以外の提出書類については任意で可能。)

- ・ 有価証券届出書(開示府令第二号の四様式及び第二号の七様式に限る。)
- ・ 有価証券報告書(開示府令第三号様式又は第四号様式で上場会社が提出する場合に限る。)
- ・ 四半期報告書(開示府令第四号の三様式で上場会社が提出する場合に限る。)

ただし、上記の上場企業とは、金融商品取引法第24条第1項第1号の「金融商品取引所に上場されている有価証券(特定上場有価証券を除く。)」の発行者である会社をいいます(海外の取引所のみを上場する会社及びTOKYO PRO Marketに上場する会社は含みません。)

➔ 主要な経営指標等の推移

(略)

➔ 従業員の状況(※)

従業員数(該当ある場合平均臨時雇用人員数)、平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与が詳細タグ付け対象です。

平均年齢及び平均勤続年数は、年数のみ記載の場合は、年要素のみを用い、年数と月数を記載する場合は、年要素と月要素の両方を用います。例えば、平均勤続年数を「22年3ヶ月」と記載した場合、年要素で「22」をタグ付けし、「3」を月要素でタグ付けします。

セグメント別の従業員数については、報告セグメントごとの人数、全社(共通)、報告セグメント合計、セグメント合計及び合計がタグ付け対象です。複数セグメントの合計は、それが、報告セグメント合計又はセグメント合計に該当しない場合は詳細タグ付け対象外です。単一セグメントの場合に報告セグメントと異なる部門区分で開示する人数は詳細タグ付け対象外です。

➔ 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

「会社の支配に関する基本方針」の記載がある場合は、その記載を再度テキストブロックでタグ付けします。

➔ 事業等のリスク

(略)

➔ 研究開発活動(※)

報告セグメント(その他の報告セグメントを含む。)ごとの研究開発費の額及び全社合計の研究開発費の額を記載されている範囲内で詳細タグ付けします。それ以外(報告セグメントに属さない金額、報告セグメント中の内訳又は主要な一部の開示等)の詳細タグ付けは、任意とします。

旧

2-6-2 開示府令

開示府令の詳細タグ付けの範囲及びタグ付け方針は、次のとおりです。

➔ 主要な経営指標等の推移

(略)

(追加)

(追加)

(下から移動)

(追加)

新	旧
<p>➔ 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析</p> <p>「重要事象等の分析及び対応」の記載がある場合、その記載を再度テキストブロックでタグ付けします。</p> <p>四半期報告書において「<u>会社の支配に関する基本方針</u>」の記載がある場合、その記載を再度テキストブロックでタグ付けします。</p> <p>➔ 設備投資等の概要(※)</p> <p>報告セグメント（その他の報告セグメントを含む。）ごとの設備投資額及び全社合計の設備投資額を記載されている範囲内で詳細タグ付けします。それ以外（報告セグメントに属さない金額、報告セグメント中の内訳又は主要な一部の開示等）の詳細タグ付けは、任意とします。</p> <p>➔ 発行済株式(【株式の総数等】中の)(※)</p> <p>表中の各記載項目が詳細タグ付け対象です。</p> <p>有価証券報告書において記載する事業年度末現在発行数を含め、提出日コンテキストでタグ付けすることに注意してください（『<u>報告書インスタンス作成ガイドライン</u>』の「5-4-2 コンテキストIDの選択」を参照）。</p> <p>➔ 所有者別状況(※)</p> <p>表中の各記載項目が詳細タグ付け対象です。</p> <p>単元未満株式は、株式数で記載し、それ以外は、単元数で記載するので、scale 属性は必ず0となることに注意してください。</p> <p>➔ 大株主の状況</p> <p>(略)</p> <p>(上に移動)</p> <p>(上に移動)</p> <p>➔ 発行済株式(【議決権の状況】中の)(※)</p> <p>表中の各記載項目が詳細タグ付け対象です。開示府令様式の表中に「-」が記載されている項目は、常に該当がない項目であるため、タグ付け対象外です。</p> <p>種類株式の記載内容については、必要に応じて区分軸のメンバー要素を追加してください。当該区分軸のメンバー要素は株式種類軸のメンバー要素とは別要素であることに注意してください。</p>	<p>(下から移動)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>➔ 大株主の状況</p> <p>(略)</p> <p>➔ 事業等のリスク</p> <p>(略)</p> <p>➔ 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析</p> <p>「重要事象等の分析及び対応」の記載がある場合、その記載を再度テキストブロックでタグ付けします。</p> <p>(追加)</p>

新	旧
<p>➔ 自己株式等(※)</p> <p><u>表中の各記載項目が詳細タグ付け対象です。</u> <u>「所有者の氏名又は名称」欄のタグ付けにおいては、自己保有株式又は相互保有株式の区分を表す文言は、タグ付けに含めないでください。</u></p> <p>➔ 配当政策(※)</p> <p><u>決議（会議体及び日付）、基準日、配当金の総額及び1株当たり配当額が詳細タグ付け対象です。表形式で記載されている場合は、表中の開示項目を詳細タグ付けし、表形式でない場合は、文章中の開示項目を詳細タグ付けします（ただし、基準日は表中に記載されている場合のみタグ付け対象とします。）。</u> <u>種類株式に係る要素が必要な場合は、提出者別タクソノミで追加設定してください。</u> <u>同一の決議による配当内容を連番軸の1行としてください（同一の決議で普通株式と種類株式の両方の配当決議がなされた場合、当該両方の配当の内容を同一の連番軸メンバーでタグ付けしてください。）。</u> <u>期末配当のみ1行で記載されている場合は、「1行目 [メンバー]」を用いてください。</u></p>	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p>

新	旧
<p>➔ 役員の状況(※)</p> <p>役員の男女別の人数及び女性の比率並びに役員ごとの役名、役職、氏名、生年月日、略歴、任期及び所有株式数が詳細タグ付け対象です。役員ごとの役名、役職、氏名、略歴及び任期については、表のセル中の記載内容をタグ付けしてください。付記事項がある場合は、タグ付け範囲に含めてください。表のセル中の記載内容が参照情報のみ（例えば、任期欄の「(注)1」、略歴欄の「(1)取締役の状況参照」)である場合も、表のセル中の記載内容をタグ付けし、参照先のタグ付けはしません。</p> <p>社外取締役又は社外監査役に係る注記、監査等委員会の構成及び委員長に係る注記及び指名委員会等の構成及び委員長に係る注記が記載されている場合は、これらの注記もテキストブロック要素でタグ付けします。社外取締役に係る注記項番と社外監査役に係る注記項番が連続しない場合は、その両方を包含するようにタグ付けしてください（例えば、社外取締役に係る注記が項番1、社外監査役に係る注記が項番3のときは、注記の1から3までをタグ付け）。</p> <p>株主総会議案に基づく情報を追加で記載している場合は、当該情報も詳細タグ付け対象です。「230000e 役員の状況(議案)」～「230000h 役員の状況(議案)」の拡張リンクロール中の要素を用いてください。</p> <p>執行役員に係る記載は、詳細タグ付けの対象外です。</p> <p>＜役員軸のメンバー＞</p> <p>役員軸のメンバー（以下「役員メンバー」という。）は役員ごとに設定してください。役員メンバーの標準ラベルは、報告書上の記載における主たる氏名に基づき設定してください。冗長ラベルは、原則として標準ラベルに「[メンバー]」（英語では「[member]」）のみ追加してください。</p> <p>役員メンバーのラベル設定においては、姓、名、ミドルネーム等は、それぞれを一連の文字列とし、これらの区切りが明瞭になるようにしてください。</p> <p>良い例：「金融 太郎」</p> <p>悪い例：「金融太郎」、「金融 太郎」</p> <p>用いることのできる文字範囲については、『提出者別タクソノミ作成ガイドライン』の「6-2-3 日本語名称と英語名称について」及び『提出書類ファイル仕様書』の「4-1 文字コードセット」を参照してください。</p> <p>＜役員所有株式数＞</p> <p>役員所有株式数は、普通株式とそれ以外の二種類の表示項目要素を使い分けてタグ付けしてください。普通株式以外の場合、種類株式の名称について表示とラベルとが不一致になりますが、差し支えないものとします。</p> <p>＜四半期報告書＞</p> <p>四半期報告書において異動後の役員の男女別の人数及び女性の比率を開示する場合、当該開示は詳細タグ付けの対象です。四半期報告書の役員状況におけるその他の開示内容は、詳細タグ付けの対象外です。</p>	<p>(追加)</p>

新	旧
<p>➔ <u>コーポレート・ガバナンスの状況(※)</u></p> <p><u>企業統治の体制、内部監査及び監査役並びに社外役員に係る記載をテキストブロック要素でタグ付けします。企業統治の組織形態（監査役設置会社、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社のいずれであるか）に変更があった場合は、その旨の記載を「企業統治の組織形態(3分類)を変更した旨 [テキストブロック]」要素でタグ付けします。その他の定性的情報については、詳細タグ付け対象外とします。</u></p> <p><u>役員区分ごとの報酬等については、役員区分ごとの報酬等の総額、種類別総額及び員数が詳細タグ付け対象です。</u></p> <p><u>役員ごとの連結報酬等については、役員ごとの報酬等の総額のみが詳細タグ付け対象です。その内訳は、詳細タグ付けの対象外とします。</u></p> <p><u>株式の保有状況に係る開示は、詳細タグ付け対象です。具体的な項目については、EDINETタクソノミを参照してください。</u></p> <p>➔ <u>監査公認会計士等に対する報酬の内容(※)</u></p> <p><u>表中の各記載項目が詳細タグ付け対象です。</u></p> <p><u>非連結の会社が、提出会社に係る情報を1行で開示する場合は、「監査証明業務に基づく報酬－提出会社」及び「非監査業務に基づく報酬－提出会社」の要素を用いてください。</u></p> <p>➔ <u>経理の状況</u></p> <p>(略)</p> <p>➔ <u>監査報告書(※)</u></p> <p><u>監査法人（又は会計士事務所）の名称及び監査を担当した公認会計士の名称が詳細タグ付け対象です。</u></p>	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>➔ <u>経理の状況</u></p> <p>(略)</p> <p>(追加)</p>

新	旧
<p>2-5-3 日本基準財務諸表</p> <p>➡ 財務諸表本表</p> <p>財務諸表本表は、詳細タグ付けします。 連結個別及び純資産科目は、ディメンションで定義します。</p> <p>(削除)</p> <p><u>修正国際基準のタグ付けについては、「2-1-3 修正国際基準の対応」に、米国基準のタグ付けについては、「2-1-4 米国基準財務諸表の対応」に記載あり</u></p> <p>➡ 計算リンク</p> <p>計算リンクの対象は財務諸表本表に限定し、その他の計算関係については、計算リンクの対象外とします。</p>	<p>(追加)</p> <p>➡ 財務諸表</p> <p><u>〔日本基準〕</u> 財務諸表本表は、詳細タグ付けします。 連結個別及び純資産科目は、ディメンションで定義します。<u>注記事項については、次の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」から「セグメント情報等」までを参照してください。</u></p> <p><u>〔IFRS〕</u> 詳細タグ付けは、任意とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 詳細タグ付けしない場合 詳細タグ付けしない場合は、「<u>開示府令タクソミ</u>」の様式ツリーの包括タグを用います。 注記事項が複数ファイルになる場合は、二つ目以降のファイルは連番を付与した要素を定義します。 ● 詳細タグ付けする場合 IFRS 財務諸表の一部又は全部を詳細タグ付けする場合は、別インスタンスとし、IFRSタクソミを用いてタグ付けします。 詳細タグ付けの範囲については、次の三つの中から任意に選択します。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 財務諸表本表のみ詳細タグ付け。 (2) 財務諸表本表及びセグメント情報を詳細タグ付け。 (3) 財務諸表全体を詳細タグ付け。 <p>なお、<u>詳細タグ付けしない範囲については、IFRS タクソミのテキストブロック要素又はIFRS タクソミの提出者別追加要素として定義したテキストブロック要素を用いてタグ付けする必要があります。</u></p> <p><u>〔修正国際基準〕</u> 詳細タグ付けしません。 「<u>開示府令タクソミ</u>」の様式ツリーの包括タグを用います。<u>注記事項が複数ファイルになる場合は、二つ目以降のファイルは連番を付与した要素を定義します。</u></p> <p><u>〔米国基準〕</u> 詳細タグ付けしません。 「<u>開示府令タクソミ</u>」の様式ツリーの包括タグを用います。<u>注記事項が複数ファイルになる場合は、二つ目以降のファイルは連番を付与した要素を定義します。</u></p> <p>(追加)</p>

新	旧
<p>➡ 財務諸表注記事項</p> <p><u>勘定科目については、財務諸表本表で用いるものと財務諸表注記事項で用いるものとの間に区別はありません。財務諸表本表タクソノミの要素は、財務諸表注記事項のタグ付けにおいても利用可能です。</u></p> <p><u>注記事項については、次の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及び重要な会計方針」から「セグメント情報等」までを参照してください。</u></p> <p>➡ 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及び重要な会計方針</p> <p>(略)</p>	<p>(追加)</p> <p>➡ 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及び重要な会計方針</p> <p>(略)</p>

新	旧
<p>2-5-4 IFRS 財務諸表</p> <p><u>IFRS 財務諸表については、財務諸表本表及び本章に記載する注記事項が詳細タグ付けの対象です。ただし、該当がない、重要性がない等の理由で本章に記載する注記事項の記載がない場合は、詳細タグ付けの対象になりません。また、本章において詳細タグ付け対象として記載されているということが、それらの注記事項の開示を要求又は推奨するということを意味しません。</u></p> <p><u>勘定科目要素については、財務諸表本表で用いるものと財務諸表注記事項で用いるものとの間に区別はありません。国際会計基準タクソノミ中の要素は、帰属する科目一覧ツリーの種類に関わらず本表、注記事項のいずれにおいても利用可能です。</u></p> <p>➔ 財務諸表本表</p> <p><u>財政状態計算書の科目一覧ツリーでは、「流動／非流動」と「流動性配列」とで異なる拡張リンクロールが用意されています。また、包括利益計算書（1 計算書方式）については、損益計算書と異なる拡張リンクロールが用意されています。</u></p> <p><u>国際会計基準タクソノミでは業種別のタクソノミやパターン別リンクベースファイルは用意されていません。</u></p> <p>➔ 計算リンク</p> <p><u>計算リンクの対象は次の三つに限定し、その他の計算関係については、計算リンクの対象外とします。</u></p> <p>① <u>財務諸表本表の各表（脚注を除く。ただし、②又は③に該当する場合は、計算リンクの対象。）</u></p> <p>② <u>セグメント損益と税引前当期利益との調整（セグメント情報以外の場所に記載されている場合を含む。）</u></p> <p>③ <u>現金及び現金同等物の残高がキャッシュ・フロー計算書と財政状態計算書とで異なる場合の調整（キャッシュ・フロー計算書以外の場所に記載されている場合を含む。）</u></p> <p>➔ セグメント情報</p> <p><u>セグメント損益は、セグメント表上の調整後合計が損益計算書上の段階損益と同一である場合は、当該段階損益と同一の要素を使用します。そうでない場合は、それ以外の場合は、「セグメント利益(△損失)(IFRS)」要素を用います。</u></p> <p><u>企業全体の開示については、製品及びサービスに関する情報、地域に関する情報及び主要な顧客に関する情報をそれぞれテキストブロック要素でタグ付けします。</u></p> <p>➔ 有形固定資産</p> <p><u>前期及び当期の期末残高（取得原価、減価償却累計額及び減損損失累計額並びに帳簿価額）が詳細タグ付け対象です。期中の増減内容については、詳細タグ付けしません。</u></p>	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>

新	旧
<p>➔ のれん及び無形資産</p> <p>前期及び当期の期末残高（取得原価、償却累計額及び減損損失累計額並びに帳簿価額）が詳細タグ付け対象です。期中の増減内容については、詳細タグ付けしません。</p> <p>無形資産の注記事項として記載する場合には、「無形資産の内訳」用の拡張リンクロール、ルート要素、表要素及び表示項目要素を用いて表示リンクベースを作成します。</p> <p>のれんを無形資産とは別の注記項番としている場合、のれんに関する情報は、「のれんの内訳」用の拡張リンクロール、ルート要素、表要素及び表示項目要素を用いて表示リンクベースを作成します。</p>	(追加)
<p>➔ 営業費用の内訳</p> <p>「652000 営業費用の内訳(IFRS) 科目一覧」及び「650001 営業費用の内訳(IFRS) その他の要素」は、「売上原価、販売費及び一般管理費」、「費用の性質別内訳」等、「売上原価」、「販売費及び一般管理費」等を含む営業費用合計の内訳を開示する場合（財務諸表本表中の複数科目の合計金額の内訳を営業費用の内訳として開示している場合（例えば、「売上原価」と「販売費及び一般管理費」の合計金額の内訳を開示している場合）を含む。）に用いる内訳科目の一覧です。合計科目のタイトルが「営業費用の内訳」でない場合も、当該一覧の要素を用いてタグ付けしてください（必要に応じて要素追加）。</p>	(追加)
<p>➔ 費用の性質別内訳</p> <p>費用の性質別内訳の詳細タグ付けには、「652000 営業費用の内訳(IFRS) 科目一覧」及び「650001 営業費用の内訳(IFRS) その他の要素」を用います。また、「655000 その他の収益及びその他の費用の内訳(IFRS) 科目一覧」及び「655001 その他の収益及びその他の費用の内訳(IFRS) その他の要素」中の勘定科目要素も必要に応じて利用することができます。</p>	(追加)
<p>➔ 売上原価の内訳</p> <p>売上原価の内訳を開示している場合は、「652100 売上原価の内訳(IFRS) 科目一覧」の要素を用いタグ付けしてください（必要に応じて要素追加）。</p>	(追加)
<p>➔ 販売費及び一般管理費の内訳</p> <p>販売費及び一般管理費の内訳を開示している場合は、「652200 販売費及び一般管理費の内訳(IFRS) 科目一覧」の要素を用いタグ付けしてください（必要に応じて要素追加）。</p> <p>販売費と一般管理費を別の注記項番としている場合には、「販売費の内訳」、「一般管理費の内訳」それぞれ用の拡張リンクロール、ルート要素、表要素及び表示項目要素を用いて表示リンクベースを作成します。「販売費の内訳」、「一般管理費の内訳」の詳細タグ付けには、「652000 販売費及び一般管理費の内訳(IFRS) 科目一覧」中の要素のうち、冗長ラベル中に親科目の名称が含まれないもののみ利用可能です（例えば、「広告宣伝費(IFRS)」は利用可能ですが、「減価償却費及び償却費、販売費及び一般管理費(IFRS)」は利用できません。）。</p>	(追加)

新	旧
<p>➔ その他の収益及びその他の費用</p> <p><u>その他の営業収益及びその他の営業費用の内訳を開示している場合にも、「655000 その他の収益及びその他の費用の内訳(IFRS) 科目一覧」の要素を利用可能とします。「その他の営業収益及びその他の営業費用の内訳」用の拡張リンクロール、ルート要素、表要素及び表示項目要素を用いて表示リンクベースを作成します。</u></p> <p><u>その他の収益とその他の費用を別の注記項番としている場合には、「その他の収益の内訳」、「その他の費用の内訳」それぞれ用の拡張リンクロール、ルート要素、表要素及び表示項目要素を用いて表示リンクベースを作成します。その他の営業収益とその他の営業費用を別の注記項番としている場合も同様です。</u></p>	(追加)
<p>➔ 金融収益及び金融費用</p> <p><u>金融収益と金融費用を別の注記項番としている場合には、「金融収益の内訳」、「金融費用の内訳」それぞれ用の拡張リンクロール、ルート要素、表要素及び表示項目要素を用いて表示リンクベースを作成します。</u></p>	(追加)
<p>➔ IFRS 適用初年度の第1四半期報告書の提出</p> <p><u>IFRS 適用初年度の第1四半期報告書において、IFRS による前期の連結財務諸表を併せて提示する場合、EDINET タクソノミの「国際会計基準による前連結会計年度に係る連結財務諸表[テキストブロック]」を用いて包括タグ付けします。詳細タグ付けはしません。</u></p>	(追加)

新	旧
<p>(2-5-8-5 へ移動)</p> <p>2-5-8 詳細タグ付けに係る注意事項</p> <hr/> <p>2-5-8-1 金額の記載方法</p> <hr/> <p>詳細タグ付けの対象となる金額は、「〇億〇千万円」等、金額単位が複数回現れる記載方法では XBRL のタグ付けができません。「〇,〇〇〇百万円」、「〇,〇〇〇千円」等、金額単位が一回のみ現れる記載方法とすること。</p> <p>2-5-8-2 目次のみ記載される場合</p> <hr/> <p>(略)</p> <p>2-5-8-3 目次要素を追加した場合</p> <hr/> <p>(略)</p> <p>2-5-8-4 タグ付けを要しない記載事項</p> <hr/> <p>(略)</p> <p>2-5-8-5 ファンドの委託会社の中間財務諸表本表</p> <hr/> <p>(略)</p>	<p>2-6-6 ファンドの委託会社の中間財務諸表本表</p> <hr/> <p>(略)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>2-6-7 目次のみ記載される場合</p> <hr/> <p>(略)</p> <p>2-6-8 目次要素を追加した場合</p> <hr/> <p>(略)</p> <p>2-6-9 タグ付けを要しない記載事項</p> <hr/> <p>(略)</p> <p>(2-6-6 から移動)</p>

新	旧
<p>(削除)</p>	<p>2-7 廃止された仕様</p> <hr/> <p>(略)</p>